

2026年6月

**公益財団法人日本フィランソロピック財団**  
**第1回「五島市ばらもん中高生応援基金（海外短期留学）」よくあるご質問**

- 【項目】 Q1：応募資格について  
Q2：奨学金について  
Q3：申込方法・留学プログラムについて  
Q4：選考について  
Q5：海外留学プログラム申し込み後

**Q1：応募資格について**

**1-1** 高校何年生が応募可能ですか。

**A：**応募時点で、高校1年生、2年生が対象です。2027年の在学高等学校の夏季休暇中に海外短期留学可能な高校生が対象です。

**1-2** 高校1年生のときに奨学金選考に不採用となった場合、翌年高校2年生での再応募は認められていますか。

**A：**はい。再応募可能です。

**1-3** 五島市ばらもん中高生応援基金（高校生給付型奨学金）を受給中ですが、応募可能ですか。

**A：**はい。応募可能です。

**1-4** 五島市外の高校に通学していますが、応募可能ですか。

**A：**はい。五島市に在住している場合は応募可能です。ご住所を確認するため住民票を提出いただきます。

**1-5** パスポートを持っていませんが、応募できますか。

**A：**はい。応募可能です。奨学生に採用されましたら、ご自身でパスポートを取得してください。

**Q2：奨学金について**

**2-1** 返済の必要ありますか。

**A：**ありません。ただし、応募内容に虚偽の申請があった場合や、海外短期留学をキャンセルした場合など返金を求める場合があります。

**2-2** 他の奨学金と併用できますか。

**A :** はい。併用可能です。

**2-3** 奨学金はいくらですか。

**A :** 準備金 10 万円と海外留学費用実費 90 万円を上限とした合計で上限 100 万円です。海外留学費用 90 万円を超える費用は奨学生の自己負担となります。

**2-4** 準備金とはどのようなものですか。

**A :** 準備金は奨学生に採用された後、海外短期留学の申し込み前に振り込みします。パスポートの取得費用やスーツケース購入費用、事前学習用の英語教材を購入する費用などに使うことを想定しています。なお、準備金で支出した費用の領収書は提出不要ですが、報告書提出までは必ず保管してください。

**2-5** 海外留学費用とはどのようなものですか。

**A :** 海外留学費用として 90 万円を上限とする、海外留学費用、空港までの国内交通費・宿泊費、燃油サーチャージ、保険料等のうち、旅行代理店が金額を確認できる証明書を発行でき、かつ財団が認めた費用です。金額確認のため、海外留学に関する領収書は必ず保管してください。

**2-6** 自己負担金はどのくらいですか。

**A :** 上記 2-5 で示している費用以外は自己負担となります。90 万円を超えた費用、オプションツアー費用、留学中・留学後に発生する費用、送迎家族の旅費交通費等は自己負担となります。

**2-7** 追加で費用が発生した場合、奨学金は追加で受給できますか。

**A :** 奨学金給付後に旅行代理店から追加費用の請求があった場合でも、それまでに給付した奨学金の合計額が 90 万円を超えない範囲であれば、追加の給付が可能です。ただし、海外留学に行く前であること、旅行代理店が金額を確認できる証明書を発行でき、かつ財団が認めた費用に限ります。

**2-8** 五島から集合場所までの交通費・宿泊費は奨学金として受給可能ですか。

**A :** 留学プログラムを実施する旅行代理店が手配した国内交通費と宿泊費は海外留学費用の一部として給付可能です。旅行代理店が金額を確認できる証明書を発行でき、かつ財団が認めた費用に限ります。各旅行代理店にご相談ください。なお、ご自身で手配した国内交通費・宿泊費は給付対象外です。また、前泊後泊に関して、18 歳未満の学生のみで宿泊される場合、宿泊先によっては制限が設けられていることがあります。その際は、各宿泊施設の定める規則に従ってご利用ください。

### **Q3 : 申込方法・留学プログラムについて**

**3-1** 応募方法について、教えてください。

**A :** 募集要項に記載の応募書類をそろえて、郵便にて財団までお申し込みください。

**3-2** 応募書類はどこでもらえますか。

**A :** 応募書類は、財団のウェブサイトのお知らせよりダウンロードして印刷してください。URL: <https://np-foundation.or.jp/list/baramon.html>

**3-3** 応募するときに、留学プログラムはどのように選択したらよいですか。

**A :** 指定の旅行代理店が 2026 年に募集する留学プログラムを参考にし、自分の希望に近いプログラムを選んでください。ただし、実際に行く留学プログラムは、2027 年 3 月頃に旅行代理店が公開する 2027 年実施のプログラムから、あらためて選択する必要があります。

**3-4** 応募書類にある推薦書は学校長が発行する必要がありますか。

**A :** いいえ。学校長の他、応募時点の担任教員または進路指導教員など、応募者の学業や活動状況を把握している教職員の方が作成・発行してかまいません。ただし、「厳封（本人開封厳禁）」「押印」など学校独自の定めがある場合は、その規則に従って発行してください。

**3-5** 在学高校を通じて応募する必要がありますか。

**A :** いいえ。応募者本人が応募してください。

**3-6** 奨学生に選ばれたら、応募するときに選択した留学プログラムへ申込みが可能ですか。

**A :** いいえ。応募時に希望した留学プログラムはあくまでも 2026 年留学プログラムです。実際に参加するのは、2027 年に実施される留学プログラムです。奨学生に決定した後、応募時に選択したプログラムと同様のプログラムが 2027 年も実施されるかを旅行代理店のホームページで確認のうえ、旅行代理店の案内に従って、ご自身でお申し込みください。

**3-7** 応募時点で第一希望とした 2026 年留学プログラムが 2027 年に実施されなくなりました。どのプログラムに申し込みしたらよいですか。

**A :** 渡航先や期間、内容が近い別のプログラムに申し込みしてください。2026 年応募時点で希望していたプログラムと渡航先や内容が著しく異なるプログラムの場合は、奨学金を給付できない場合があります。

**3-8** 応募時点で希望したプログラムと内容が違うプログラムに 2027 年時点で参加したい場

合、変更は可能ですか。

**A :** 旅行代理店に2027年プログラムを申し込みする前に財団にご相談ください。2026年応募時点で希望していたプログラムと実際に行きたい渡航先や内容が著しく異なるプログラムの場合は、奨学金を給付できない場合があります。ご自分が参加したい留学プログラムを十分に考えて選択し、ご応募ください。

**3-9** 指定の旅行代理店以外から留学プログラムを選択できますか。

**A :** できません。指定旅行代理店が主催するプログラムのうち財団が選択したプログラムから選んでください。

**3-10** 海外留学期間が2週間を超えるプログラムに参加できますか

**A :** 期間は原則として2週間以内を想定しています。ただし、指定の旅行代理店があらかじめ2週間を超える日程で設定しているプログラムについては、その日程での留学を認めます。

**3-11** 英語圏以外の国や地域に留学できますか。

**A :** できません。

**3-12** 留学プログラムは日本フィランソロピック財団の担当者が一緒について行きますか。

**A :** 日本フィランソロピック財団の担当者は留学プログラムには同行しません。旅行代理店が指定する集合場所への集合から帰国後の帰宅まですべてご自身で行ってください。

**3-13** 奨学生に選ばれた奨学生は全員同じ留学プログラムに参加するのですか。

**A :** いいえ。奨学生各自が希望する留学プログラムを選択して参加します。

## Q4 選考について

**4-1** 選考はどのように行いますか。

**A :** 一次選考は書類選考です。二次選考はオンライン面接を行います。学業成績、留学への意欲など総合的に判断します。

**4-2** オンライン面接を行うための環境が用意できません。どうすればよいでしょうか。

**A :** 財団では個別の応募者のオンライン面接環境をご用意することはできません。そのため、オンラインでの面接ができない場合は、今回はご応募を見送られたものとして扱わせていただきます。

**4-3** 語学力は選考の判断になりますか。

**A :** 語学力は必須ではありません。留学プログラムの内容により求められる語学力の程度は異なります。本人の語学力と希望する留学プログラムの適合性も選考の判断材料と

なる場合があります。

**4-4** オンライン面接では、学校の先生や保護者の同席は認められますか。

**A** : 認められません。応募者ご本人のみで面接を受けてください。

**4-5** オンライン面接では、英語での質問はありますか。

**A** : 基本的には日本語で行いますが、面接の流れによって一部英語で質問をする場合があります。

## **Q5 海外留学プログラム申し込み後**

**5-1** 留学に行けなくなった場合どうしたらよいですか。

**A** : 留学できなくなった場合、財団へ速やかに連絡をください。状況により奨学金の返還を求める場合があります。また、留学できなかった場合でも、準備金の使途は必ず報告いただきます。

**5-2** 旅行代理店に申し込み後、留学プログラムを変更する場合、どのようにしたらよいですか。

**A** : 財団に速やかに連絡ください。財団が変更を許可した場合に限り、留学プログラムを変更できます。ただし、変更に伴う手数料等は奨学金として給付できない場合があります。変更後のプログラムと差額が生じた場合、財団から奨学生へ返金を求めることがあります。

**5-3** 海外留学と高校の行事が重なってしまいました。どうしたらよいですか。

**A** : 学校に相談してください。海外留学のため、学校の行事等を休む必要がある場合は、学校へ事前に相談し、了承をもらってください。

**5-4** 海外留学後の報告書はどのようなことを書けばよいですか。

**A** : 海外短期留学を通じて、「学びたいと思っていたことが実際に学べたか」「新しく気づいたこと」「成長したと感じたこと」「準備金をどのように使ったか」などを財団指定の報告書にまとめてください。必要に応じて、留学で学んだことについてお話しを伺うことがあります。

以上